

市第19号議案

旅館業法施行条例の一部改正

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成15年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項中「玄関帳場を設けない施設において」を削る。

別表第 2 第 3 項第 3 号中「設備機器」を「設備（当該者の確認を適切に行うためのものを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

提 案 理 由

玄関帳場に係る衛生措置の基準及び施設の構造設備の基準を改めるため、旅館業法施行条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

旅館業法施行条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

別表第 1（第 4 条）

- 1 宿泊しようとする者と面接すること（玄関帳場を設けない施設において当該者の確認を適切に行うことができる場合を除く。
。）。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

別表第 2（第 6 条、第 9 条第 1 項）

（第 1 項及び第 2 項省略）

3 玄関帳場の基準

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 宿泊しようとする者との面接を不要とし、又は阻害する設備（当該者の確認を適切に行うためのものを除く。）^{施設}
備機器が設け
られていないこと。

（第 4 号及び第 4 項から第 8 項まで省略）